

子育てのための施設等利用給付認定申請書類のチェックシート

1 申請に必要な書類について

確認後、□に✓をしてください。

確認事項	確認済
子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）の必要事項を記入した。	□
保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）を同封した。 ※保護者全員分の書類が必要となります。 詳しくはご案内の「5 保育を必要とする事由を証明する書類」をご確認ください。 ※単身赴任等で配偶者と別住所となっている場合や、婚姻届を提出せずに同居し生活を共にしている場合も、それぞれが「保護者」に該当します。	□
申請者は、申請児童の扶養義務者である。 ※扶養義務者が祖父母等である場合は、扶養義務者が申請してください。	□

2 保育を必要とする書類の内容

認定事由に該当する項目を確認後、□に✓をしてください。

(1) 就労を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 契約勤務日数・時間は月12日以上、かつ1日4時間以上である。	□	□
② 直近3か月の勤務実績が契約勤務日数・時間を満たしている。 満たしていない場合は、その理由が備考に記載されている。 ※今後就労を予定されている場合は、実績欄に就労見込みが記載されている。	□	□
【役員・内職者・自営専従者・業務委託で証明者が保護者本人の方】 ③ 直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー（提出できない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等）を添付している。	□	□
④ ③の直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー等が提出できない場合は、契約（発注）書のコピーまたは報酬の支払い状況がわかる資料のコピーを添付している。	□	□

※ 育児休業を取得中の場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
就労を事由に申請しており、認定された月の月末までに復職を予定している。 ※上記に該当する場合は、認定を延期し、復職後、区の指定する期限までに「復職証明書」の提出があれば、復職日より「就労」を事由に認定をします。	□	□
施設の利用開始日が、育児休業の対象となる児童の育児休業開始日より前であり、育児休業終了後も同一施設の利用を継続する。 ※育児休業中の転園となる場合は、認定できません。	□	□
育児休業取得時に既に利用している小規模保育園等を3月末に卒園となるため、育児休業を取得したまま認定を希望する。 ※卒園を伴わない転園（例：受入上限5歳児までの保育園から幼稚園等に転園）の場合は、育児休業中の認定はできません。	□	□

(2) 妊娠・出産を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
母子健康手帳の分娩予定日の記載ページ（練馬区の場合P4）のコピーを添付している。	/	□

(3) 疾病・負傷・障害を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 診断書または障害者手帳のコピーを添付している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 診断書は、疾病等により家庭で保育ができない旨および療養（見込）期間が記載されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(4) 介護・看護を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
介護・看護状況申告書に被介護者の介護保険被保険者証または診断書のコピーを添付している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5) 求職活動を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面「求職の状況」を確認し、自筆で署名した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 就学を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 就学先は、学校教育法に定める学校またはハローワーク等の公的機関があっせんをする職業訓練学校に該当する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 就学状況申告書を添付している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ ②の就学状況申告書が学校等で証明できない場合は、下記の書類2点を添付している。 ・入学月がわかる在学証明書または学生証、合格通知書等のコピー ・月の就学日数・時間がわかる時間割り（受講カリキュラム）のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 月の就学日数・時間は月12日以上、かつ1日4時間以上である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 3号認定を申請する場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 申請児童は、0歳児から2歳児クラス、または幼稚園の満3歳児クラス（3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日まで）に在籍している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 世帯全員の住民税が非課税である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 該当年度の住民税非課税証明書等のコピーを添付している。 ※該当年度の考え方については、ご案内の「3 提出書類（4）」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 ひとり親に該当する場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① ひとり親（離婚、死別、または未婚）に該当する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② ①に該当しない場合、離婚協議中、離婚調停中または離婚裁判中である。 ※離婚手続に関する証明書類の提出を追加で求める場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 離婚の場合、元配偶者と別世帯かつ別住所となっている。 ※別世帯かつ別住所となっていない場合、ひとり親として認定することはできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>